

★ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九十七号）（行政管理室）

一 改正の要旨

公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして特定の法人その他の団体にその管理を行わせる必要があるものとして、指定管理者を公募しない施設を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年十二月二十日